

東大阪市都市計画審議会の傍聴に関する注意事項

1. 傍聴席へ入ることができない者

次のいずれかに該当する者は、傍聴席へ入ることができない。

- 鈍器その他危険な物を携帯している者
- 酒気を帯びていると認められる者
- 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し又は携帯している者
- 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を携帯している者
- その他、会議を妨害し又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

2. 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- 議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- 談論し、放歌し、高笑し、又は騒ぎ立てないこと。
- 飲食又は喫煙をしないこと
- みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと
- 携帯電話等は電源を切ること
- その他、議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと

3. 撮影、録音等の禁止

傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に審議会の会長の許可を得た者はこの限りではない。

4. 係員の指示

傍聴人はすべて係員の指示に従わなければならない。

5. 傍聴人の退場

会議を非公開とする決定があったときは、すみやかに退場しなければならない。

6. 違反に対する措置

傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。